

作業環境測定士規程の一部を改正する件 新旧対照条文

○ 作業環境測定士規程（昭和五十一年労働省告示第十六号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

現行

改正案			現行		
	試験の科目	範囲	試験の科目	範囲	時間
<p>2 (略)</p> <p>(講習) 第三条 作業環境測定法第五条の講習（以下「講習」という。）は、次の表の上欄に掲げる講習の科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に定める範囲について同表の下欄に定める時間により行うものとする。</p>	<p>(試験) 第二条 作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第五条の作業環境測定士試験（以下「試験」という。）は、次の表の上欄に掲げる試験の科目に応じ、それぞれ同表の下欄に定める範囲について行うものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>吸光度分析方法、ガスクロマトグラフ分析方法、高速液体クロマトグラフ分析、原子吸光分析方法、けい光光度分析方法及び重量分析方法による労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）別表第三第一号（6及び8を除く。）及び第二号（10、11、13、15、21、22、33及び37を除く。）に掲げる物の分析に関する理論及び方法</p>	<p>(試験) 第二条 作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第五条の作業環境測定士試験（以下「試験」という。）は、次の表の上欄に掲げる試験の科目に応じ、それぞれ同表の下欄に定める範囲について行うものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>吸光度分析方法、ガスクロマトグラフ分析方法、高速液体クロマトグラフ分析、原子吸光分析方法、けい光光度分析方法及び重量分析方法による労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）別表第三第一号（6及び8を除く。）及び第二号（4、10、11、13、15、21、22、33及び37を除く。）に掲げる物の分析に関する理論及び方法</p>	<p>講習の科目</p> <p>範囲</p> <p>時間</p>

2 4 (略)	(略)	別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の実務	(略)
	(略)	吸光度分析方法、ガスクロマトグラフ分析方法、高速液体クロマトグラフ分析方法、原子吸光分析方法、けい光光度分析方法及び重量分析方法による労働安全衛生法施行令別表第三第一号（6及び8を除く。）及び第二号（10、11、13、15、21、22、33及び37を除く。）に掲げる物の分析	(略)
	(略)	(略)	(略)

2 4 (略)	(略)	別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の実務	(略)
	(略)	吸光度分析方法、ガスクロマトグラフ分析方法、高速液体クロマトグラフ分析方法、原子吸光分析方法、けい光光度分析方法及び重量分析方法による労働安全衛生法施行令別表第三第一号（6及び8を除く。）及び第二号（4、10、11、13、15、21、22、33及び37を除く。）に掲げる物の分析	(略)
	(略)	(略)	(略)